

平成 25 年 8 月 27 日

海事局船員政策課

平成 25 年度（第 57 回）船員労働安全衛生月間がスタートします

スローガン “「元気だよ」無事を祈り待つ家族 その一声で ほっとする”

- 海上における船員の労働災害・疾病の防止を図るため、毎年 9 月の船員労働安全衛生月間において、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しています。期間中には、安全衛生に関する訪船指導や、船員災害防止大会、各種講習会、無料の健康相談等の活動が実施されます。
- 今年度は、運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」に係る講演や、海上労働条約批准に伴う船員法改正について、積極的に情報発信をします。

1. 月間の概要

船員労働安全衛生月間は、船舶所有者及び船員が力を合わせて、海上労働における労働環境の改善や安全衛生意識の高揚や、死傷災害や疾病の防止を目指して、各種の取組を行うものとして、昭和 32 年度から実施され、今年度で 57 回目を迎えるものです。

2. 活動内容

- ・安全衛生に関する訪船指導
- ・船員災害防止大会及び各種講習会・講演会
- ・サバイバルトレーニング
- ・医療機関と連携しての無料健康相談
- ・危険予知活動等の安全衛生に関する自主的な取組を促進するための啓発活動

この他、運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」に係る講演や、8 月 20 日に発効した ILO 海上労働条約批准に伴う船員法改正についての周知指導を実施します。



安全衛生講習会



サバイバルトレーニング

月間期間中に実施する主なイベント等については、別添のとおりです。

詳細につきましては、国土交通省ホームページをご確認下さい。

(<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohrohm/unkoh3.htm>)

問い合わせ先：国土交通省海事局船員政策課安全衛生室

TEL 03-5253-8111（内線 45144）、03-5253-8652（直通）

FAX 03-5253-1643

担当 松澤、井口